

## 審議会の今後の進め方（案）

「大阪における今後の住宅まちづくり政策のあり方について（諮問）」を踏まえ、令和 2 年度内に審議会として答申を予定。

答申の策定にあたっては、政策の方向性や重点議論を集中的に検討するため、学識経験者からなる「政策検討部会」を設置。

審議会は 2 回開催し、部会の取りまとめた答申中間とりまとめ案、答申案について審議。

<主な検討項目>

- ・ 政策の方向性
  - 基本目標、政策展開の方向性等
- ・ 施策の方向性
  - 施策の柱、重点的な取組み等
- ・ 重点議論
  - 賃貸住宅供給のあり方、健康（環境）に資する住宅ストックの質の向上

■スケジュール（概要）

令和 2 年										令和 3 年					
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
<b>審議会（諮問・部会設置）</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                     （部会）                      ○政策の方向性                      ・基本目標                      ・政策展開の方向性 等                      ○重点議論                      ・賃貸住宅供給のあり方                 </div>					<b>審議会（答申中間まとめ案）</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                     （部会）                      ○施策の方向性                      ・施策の柱                      ・重点的な取組み 等                      ○重点議論                      ・健康（環境）に資する                      住宅ストックの質の向上                 </div>					<b>審議会（答申案）</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                     答申                 </div>		



## ■ 部会運営要領

### 大阪府住宅まちづくり審議会政策検討部会運営要領（案）

#### 第1 趣 旨

大阪府住宅まちづくり審議会規則（昭和48年大阪府規則第66号）第6条第1項の規定により、今後の住宅まちづくり政策に関する答申について検討を行うため、大阪府住宅まちづくり審議会に政策検討部会（以下「部会」という。）を置く。

#### 第2 組 織

（1）部会は、規則第6条第2項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

① 規則第2条第2項に規定する委員 8人程度

② 規則第3条第2項に規定する専門委員 若干人

（2）部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により会長が指名する。

（3）部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

#### 第3 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

#### 第4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

#### 附 則

この要領は、令和2年 月 日から施行する。

## ■ 部会委員（案）

宇野 朋子	武庫川女子大学生活環境学部建築学科 准教授
大竹 文雄	大阪大学大学院経済学研究科 教授
清水 陽子	関西学院大学総合政策学部 教授
高田 光雄	京都大学 名誉教授・京都美術工芸大学 教授
中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科
弘本 由香里	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所 特任研究員
本庄 かおり	大阪医科大学医学部 教授
三浦 研	京都大学大学院工学研究科 教授

【敬称略・五十音順】